

糸田町通勤・通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、糸田町への移住意欲の喚起と定住人口の増加を図るため、糸田町への転入者のうち、公共交通機関を利用し通勤・通学をする者に対し、予算の範囲内において糸田町通勤・通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、糸田町補助金交付規則（平成 18 年糸田町規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以降に本町に転入した者で、転入の日前 1 年間に於いて町内に住所を有していなかった者（以下「転入者」という。）であり、申請時点で転入日から 1 年以内かつ町内に住所を有する者
- (2) 町内の駅又は停留所等を起点とする定期券等を購入し、町外の地域へ通勤し、又は通学する者
- (3) 生活保護を受給していない者
- (4) 要保護又は準要保護の認定を受け、かつ就学援助費（通学費）の支給を受けている者でないこと。
- (5) 交付対象者及び交付対象者の属する世帯全員に町税及び使用料等の滞納がないこと。
- (6) 交付対象者及び交付対象者の属する世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に該当しないこと。

(補助金の額及び交付期間等)

第 3 条 この要綱による補助金の額及び交付期間等については、別表 1 に掲げるとおりとする。なお、交付対象となる期間は、転入日から 1 年以内かつ申請日を含む年度内にある補助開始日の属する月から別表 1 に掲げる交付期間の上限を限度とする。

2 補助金の交付期間については、前項で定めた交付期間において、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由が発生した月までとする。

- (1) 第 2 条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 交付対象者が町外に転出したとき、又は町内に住所を有さなくなったとき。

(補助金の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、糸田町通勤・通学費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、交付対象者が未成年である場合、扶養者が申請できるものとする。

- (1) 世帯全員が記載されている住民票謄本
- (2) 定期券等の写し
- (3) 就労（在学）及び通勤手当等支給額証明書（様式第 2 号）
- (4) 世帯全員の納税証明書等又は滞納がないことを証明する書類（前住所地等のもの）

(5) その他町長が必要と認める書類

- 2 交付申請は、初めて補助金の交付申請をする年度を除き、毎年度5月末日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、糸田町通勤・通学費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、糸田町通勤・通学費補助金交付請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて町長に補助金を請求するものとする。

- (1) 通勤又は通学に要する定期券等の写しと購入金額等が確認できる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付請求は、4月末までに行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合、ただちに請求することができるものとする。

- (1) 補助期間が終了したとき。
- (2) 第9条第1項各号の要件に該当し、資格を喪失したとき。

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定者の報告義務)

第8条 交付決定者は、提出書類の記載内容に変更があったときは、糸田町通勤・通学費補助金変更（喪失）届（様式第5号）に変更の内容が確認できる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による報告があったとき、又は申請内容に変更があったことを知ったときは、糸田町通勤・通学費補助金変更通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(資格の喪失)

第9条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助を受ける資格を喪失し、当該資格喪失日の属する月の翌月以降の補助金を交付されないものとする。

- (1) 第3条第2項各号の要件に該当するようになったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他、町長が相当の理由があると認めるとき。

- 2 交付決定者は、前項に該当するときは、糸田町通勤・通学費補助金変更（喪失）届（様式第5号）に喪失の内容が確認できる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

- 3 町長は、交付決定者が本条第1項の規定により資格を喪失したときは、糸田町通勤・通学費補助金取消通知書（様式第7号）によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第4条の交付申請及び第5条の交付決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。
- 3 この要綱の失効前に補助の交付を受けた事案について、第10条の規定に基づく補助金返還の適用については、前項の規定に関わらず、同項の規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	補助額 (月額)	補助上限額	交付期間の上限
通勤	<ul style="list-style-type: none">・通勤用定期乗車券の購入額から、勤務先が支給する勤務手当額を差し引いた額の 2 分の 1。・算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	1 万 5,000 円/月	24 月 (2 年間)
通学	<ul style="list-style-type: none">・通学用定期乗車券の購入額から各種補助等を差し引いた額の 2 分の 1。・算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	1 万円/月	申請時に在学する学校等の過程を最短期間で修了するまで <ul style="list-style-type: none">・中学校 : 3 年間・高等学校 : 3 年間・大学 : 4 年間・短期大学 : 2 年間・専修学校 : 各課程で定められた、修了に最低限必要となる修業年限